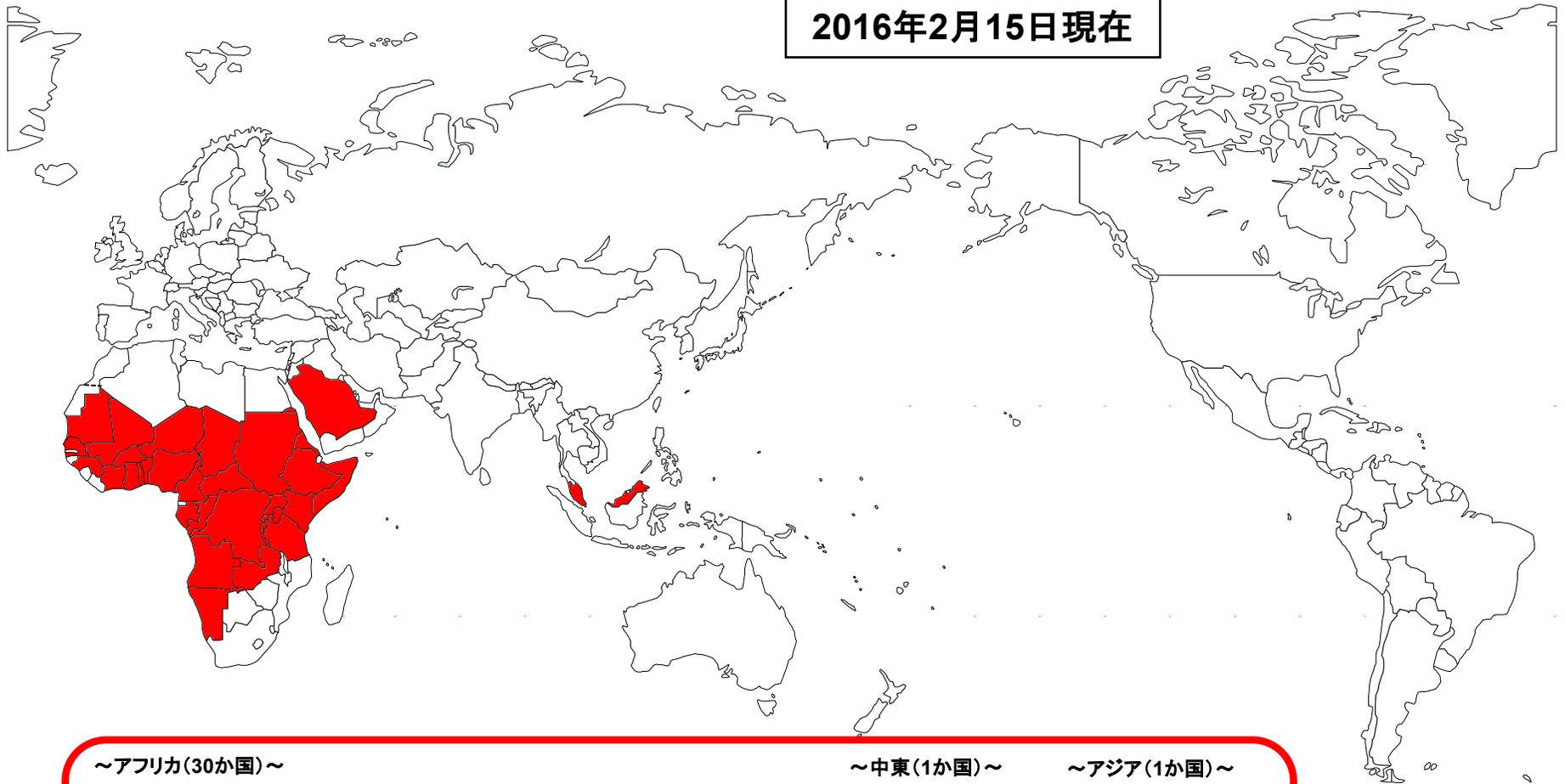


# 海外における牛肺疫の発生報告状況

■ = 2005年以降WOAHに発生通報のあった国

2016年2月15日現在



～アフリカ(30か国)～

アンゴラ	コンゴ民主共和国	ガーナ	ナイジェリア	ルワンダ
ベナン	コンゴ共和国	ギニア	ソマリア	セネガル
ブルキナファソ	コートジボワール	ケニア	スーダン	
ブルンジ	エリトリア	マリ	タンザニア	
カメルーン	エチオピア	モーリタニア	トーゴ	
中央アフリカ	ガボン	ナミビア	ウガンダ	
チャド	ガンビア	ニジェール	ザンビア	

～中東(1か国)～

サウジアラビア

～アジア(1か国)～

マレーシア

※1 出典:WOAH

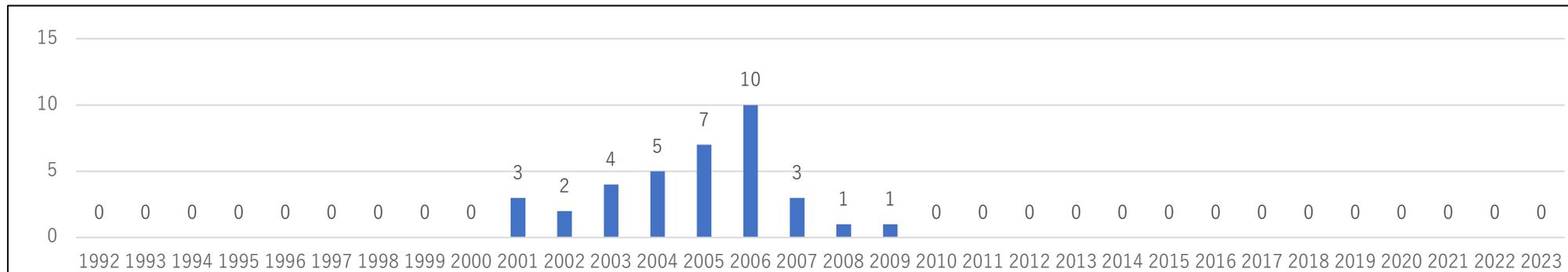
※2 日本の最終発生報告は1941年。

※3 前回更新日(2014年2月14日)以降、新規発生国なし

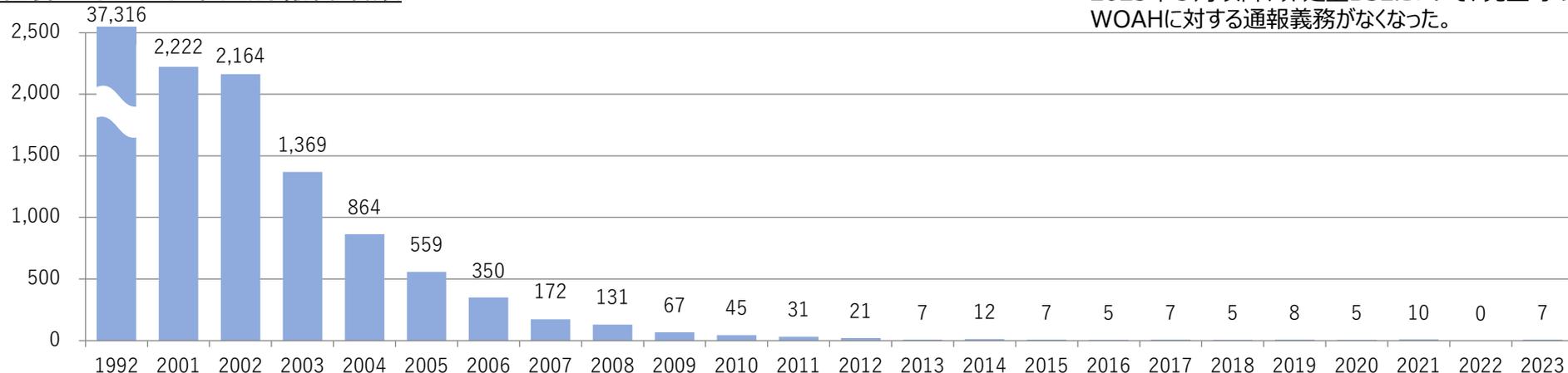
# BSEの発生状況

- BSEは異常プリオンを原因とし、長い潜伏期間の後、脳組織に空胞状の変性が生じ（スポンジ状）、神経症状を起こし死に至る牛・水牛の疾病。
- 2001（平成13）年9月に初確認。現在までにと畜検査で21頭、死亡牛検査で14頭（計36頭）が発生。
- 出生年別にみると、1996（平成8）年生まれが12頭、2000（平成12）年生まれが13頭と多い。
- 2001年10月に法に基づく飼料規制を開始し、飼料規制の実施直後の2002年1月生まれを最後に、国内で生まれた牛の発生報告はない。
- 2013（平成25）年5月にWOAHは我が国を「無視できるBSEリスク」の国に認定。
- 世界での発生のピークは1992年。BSE対策の進展により、発生頭数は大きく減少。

## ○我が国における年次別報告頭数



## ○世界における年次別報告頭数



2023年5月以降、非定型BSEについて、発生毎のWOAHに対する通報義務がなくなった。

## ○BSE感染源・感染経路について

1995-96年生まれの牛（13頭）の感染原因は、統計学的には共通の飼料工場で製造された代用乳の可能性が考えられるが、オランダの疫学調査結果等の科学的知見を踏まえると合理的説明は困難とされた。また、1999-2001年生まれの牛のうち15頭は1995-96年生まれの牛が汚染原因となった可能性があると考えられた。

# 6. BSEに関する防疫指針等の改正の概要

改正前（従来のBSE指針）

改正後（令和6年4月からのBSE指針）

## BSEサーベイランスの対象となる牛について

【全月齢】  
特定症状※1を呈する牛

変更なし

【全月齢】  
特定症状※1を呈する牛

※1 興奮しやすい、音・光に対する過敏な反応等の神経・行動異常

【48か月齢以上】  
①起立不能を呈し、かつ  
②進行性の神経症状を呈する牛

実質変更なし  
※さらに症状の  
絞り込み

【全月齢】  
特定症状以外のBSEが否定で  
きない症状※2を呈する牛

【48か月齢未満】  
家畜防疫員が必要と認めた  
死亡牛又はとう汰された牛  
例：歩行困難、起立不能を呈した牛

※2 犬座姿勢、異常歩様、起立不能等の非特異的な臨床症状がみられるもの（感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く）

【96か月齢以上】  
一般的な死亡牛

廃止

## 疑似患畜となる牛の対象について

- ①異常を認めた牛について、殺処分を実施し、BSE検査を実施する場合
- ②患畜が確認された場合、その同居牛及び満12か月齢まで同居していたもの
- ③確定診断の結果、患畜とも陰性とも判断できなかったもの

一部廃止  
※同居牛を削除

- ①異常を認めた牛について、殺処分を実施し、BSE検査を実施する場合
- ②確定診断の結果、患畜とも陰性とも判断できなかったもの

※ 2016年8月のプリオン評価書にて、今後、我が国の定型BSEが発生する可能性はほとんどないものとされており、今日までも発生が無いことから、適切な飼料規制が実施されている状況では、今後も定型BSEが発生するリスクはほとんどないものとする。

## 疫学情報の収集・発生原因究明の対象について

定型BSE又は非定型BSEの患畜が確認された際は、疫学情報の収集及び発生原因の究明を行う。

一部廃止  
※非定型を削除

疫学情報の収集及び発生原因の究明については、定型BSEが確認された際には詳細に実施する。

# 日本のBSEステータスの認定、各国におけるBSE対策の概要

- WOAH（国際獣疫事務局）は、申請に基づき、加盟国のBSE発生リスクを科学的に3段階（「無視できるBSEリスク」、「管理されたBSEリスク」及び「不明のBSEリスク」）に分類
- 我が国は、2013年5月、BSEの安全性格付け（BSEステータス）の最上位である「無視できるBSEリスク」に認定

## 「無視できるBSEリスク」のステータスについて



「これまで長期間にわたり飼料規制やサーベイランスなど、我が国の厳格なBSE対策を支えてきた生産者、レンダリング業界、飼料業界、と畜場、食肉流通加工業界、獣医師、地方行政機関等、皆様の不断の努力の成果であると思っております。」

（2013年6月4日林農林水産大臣記者会見）

「無視できるBSEリスク」の国認定証

## BSEステータスの維持について

BSEステータスを維持するためには、毎年WOAHへ、飼料規制の状況、サーベイランス結果等の提出が必要

2022.4.1-2023.3.31	健康と殺牛		一般的な死亡牛		歩行困難・起立不能牛		特定臨床症状牛	
	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント	頭数	ポイント
2才以上4才未満			0	0	80	32.0	7	1,820
4才以上7才未満			0	0	4,422	7,075.2	10	7,500
7才以上9才未満			4,117	1,646.8	1,723	1,206.1	0	0
9才以上			9,581	958.1	1,288	257.6	4	180
小計			13,698	2,604.9	7,513	8,570.9	21	9,500

合計ポイント: 20,675.8

注：2022年度までのサーベイランスの結果等の提出はポイント制によるものであったが、2023年のWOAH総会によりこれを廃止。2024年度より、報告件数と検査頭数のみを報告することとなっている。

## ○主要国におけるBSE対策の概要

		日本	米国	EU
BSE検査	健康牛	-	-	-（注1）
	死亡牛/BSE疑い牛	・全月齢のBSE疑い牛全頭（米国及びEU定義のリスク牛（注2）の一部を含む）	・全月齢のBSE疑い牛全頭 ・30か月齢超のリスク牛（注2）の抽出	・全月齢のBSE疑い牛全頭 ・48か月齢超のリスク牛（注2）及び農場死亡牛の全頭
SRM除去		全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢超の頭部（舌・頬肉・皮を除く。）、脊柱（背根神経節を含む）、脊髄	全月齢の扁桃、回腸遠位部 30か月齢以上の頭蓋、脳、三叉神経節、脊髄、眼、背根神経節	全月齢の扁桃、小腸の後部4メートル、盲腸、腸間膜 12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）、脊髄 30か月齢超の脊柱、背根神経節（注3）
反すう動物由来肉骨粉の取扱い		反すう動物・豚・鶏に給与禁止	反すう動物に給与禁止30か月齢以上の牛由来の脳・脊髄等について、豚・鶏に給与禁止	反すう動物・豚・鶏に給与禁止
月齢の判別方法		牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム	歯列による判別	牛の出生情報を記録するトレーサビリティシステム

注1：EU内の一定の条件を満たした国においては、健康と畜牛の検査を行わなくてもよい（2013年2月～）。

なお、ブルガリア及びルーマニアでは、30か月齢超の牛に対する検査が義務となっている。

注2：リスク牛：起立不能や歩行困難等を呈し死亡又はとう汰された牛。

注3：EU内の「無視できるBSEリスク」の国においては、12か月齢超の頭蓋（下顎を除き、脳、眼を含む）脊髄のみSRM除去の対象となっている（2015年8月5日～）。